

令和4年度(2022)「環境アセスメント士」認定資格試験問題

< 共通科目Ⅱ-1: 共通基礎 > (択一式)

< 共通科目Ⅱ-2: 管理技術、技術者倫理 > (択一式)

(問題解答上の注意事項)

- ◇ < 共通科目Ⅱ-1: 共通基礎 > の問題は、Ⅱ-1-1 からⅡ-1-20 までの 20 問、
< 共通科目Ⅱ-2: 管理技術、技術者倫理 > の問題は、Ⅱ-2-21 からⅡ-2-30
までの 10 問、合計で30問となっています。30問全てにお答えください。
解答欄は、40までありますが、31から40までは使用しませんので、注意して下さい。
 - ・ 問題(5 者択一式)の解答は、問題末尾番号(例えばⅡ-1-5 では、末尾の 5)
に従って、解答用紙の解答番号に該当する欄に、1 つだけ解答マークをしてください。
 - ・ 複数マークの場合は、採点対象になりませんので、注意して下さい。

- ◇ 試験時間は、15時15分～16時45分の、1時間30分です。

< 共通科目Ⅱ-1: 共通基礎 >

Ⅱ-1-01 「環境基本法」の基本理念に関する次の記述のうち、**ア**～**ウ**に当てはまる正しい語句の組合せを選びなさい。

環境の保全は、環境を健全で恵み豊かなものとして維持することが人間の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであること及び**ア**が微妙な均衡を保つことによって成り立っており人類の存続の基盤である限りある**イ**が、人間の活動による環境への**ウ**によって損なわれるおそれが生じてきていることにかんがみ、現在及び将来の世代の人間が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに人類の存続の基盤である**イ**が将来にわたって維持されるように適切に行われなければならない。

| 番号 | ア | イ | ウ |
|----|-----|-----|----|
| ① | 環境 | 生態系 | 影響 |
| ② | 環境 | 生態系 | 負荷 |
| ③ | 生態系 | 環境 | 負荷 |
| ④ | 生態系 | 環境 | 影響 |
| ⑤ | 生態系 | 影響 | 影響 |

Ⅱ-1-02 「環境基本法」の環境影響評価の推進に関する次の記述のうち、下線を付した箇所のうち、誤っているものを選びなさい。

国は、①土地の形状の変更、②工作物の新設その他これらに類する事業を行う③事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に④調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な⑤施策を講ずるものとする。

Ⅱ-1-03 計画段階環境配慮書の記載事項として次の記述のうち、誤っているものを選びなさい。

- ① 第一種事業の目的及び内容
- ② 事業実施想定区域及びその周囲の概況
- ③ 計画段階配慮事項ごとに調査、予測及び評価の結果をとりまとめたもの
- ④ 主務大臣の意見についての事業者の見解
- ⑤ その他環境省令で定める事項

Ⅱ-1-04 「環境基本法」の定義に関する記述として、**ア**～**ウ**に当てはまる正しい語句の組合せを選びなさい。

この法律において『公害』とは、環境の保全上の**ア**のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる**イ**にわたる大気汚染、水質汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある**ウ**並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。)に係る被害が生ずることをいう。

| 番号 | ア | イ | ウ |
|----|------|------|----|
| ① | 支障 | 広範囲 | 資産 |
| ② | 支障 | 相当範囲 | 資産 |
| ③ | 支障 | 相当範囲 | 財産 |
| ④ | 負荷活動 | 広範囲 | 財産 |
| ⑤ | 負荷活動 | 広範囲 | 資産 |

Ⅱ-1-05 「環境影響評価法」に基づく環境アセスメントの対象となる事業として、道路、ダム、鉄道、空港、発電所などの13種類の事業が掲げられているが、法定要件として対象にならないものを選びなさい。

- ① 国が行う事業
- ② 補助金・交付金等が交付される事業
- ③ 独立行政法人が行う事業
- ④ 官民連携事業
- ⑤ 免許等が必要な事業

Ⅱ-1-06 「環境基本法」に定める環境基準に関する次の記述のうち、誤っているものを選びなさい。

- ① 環境基準は、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として定められ、行政上の努力目標であって、直接に国民の権利義務を確定するものではない。
- ② 環境基準は、全国一律に適用されるべきものであるため、地方公共団体がより厳しい環境基準を行政目標として定めることはできない。
- ③ 環境基準は、科学的な判断を基礎に定められ、設定後5年を経過した場合において、適切な科学的判断が加えられ、必要な改定がなされなければならない。
- ④ 環境基準は、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音に係る環境上の条件として定められる。
- ⑤ ダイオキシン類の環境基準は、「ダイオキシン類特別措置法」に基づくものである。

Ⅱ-1-07 「環境影響評価法」に定める第2種事業に該当する事業として、政令で定める次の記述のうち、誤っているものを選びなさい。

- ① 高速自動車国道の新設(4車線以上、長さ7.5キロメートル以上10キロメートル未満)
- ② ダムの新築(貯水面積75ha以上100ha未満)
- ③ 普通鉄道の建設事業(長さ7.5キロメートル以上10キロメートル未満)
- ④ 廃棄物最終処分場の設置事業(埋立処分場面積25ヘクタール以上30ヘクタール未満)
- ⑤ 公有水面の埋立て・干拓事業(埋立干拓区域面積40ヘクタール以上50ヘクタール未満)

Ⅱ-1-08 風力発電に係る環境影響評価制度の適正な在り方に関する次の記述のうち、～に入る語句のうち、誤っているものを選びなさい。

再生可能エネルギーの地域におけるを高め、最大限の導入を円滑に進めていく上で、環境への適正な配慮と地域とのは不可欠であり、環境影響評価制度の重要性はますます高まっている。2021年10月に「環境影響評価法」施行令の改正を行い、風力発電所に係る規模要件について第一種事業をに改める措置を講じるとともに、地域の環境保全上の支障のおそれを防ぐため、地域の状況に応じて検討・整備の期間を確保するための所要の講じている。

- ① 受容性
- ② 対話プロセス
- ③ 3万KW以上から5万KW以上
- ④ 条例等
- ⑤ 経過措置

Ⅱ-1-09 地域循環共生圏の考え方に関する次の記述のうち、以下の空欄に入る適切な用語を選びなさい。

『地域循環共生圏』は、地域資源を活用して環境・経済・社会の統合的向上を実現する事業を生み出し続けるとともに、例えば都市と農村のように地域の個性を生かして地域同士で支えあうネットワークを形成していくという型社会を示す考え方である。

- ① 生態系サービス
- ② 都市共生
- ③ 地域分断
- ④ 農山漁村
- ⑤ 自立・分散

Ⅱ-1-10 2021年度中に検挙された環境犯罪として「廃棄物処理法」に係る事案が最も多いが、それに次ぐ検挙数の違反事件を以下の中から選びなさい。

- ① 「動物の愛護及び管理に関する法律」違反
- ② 「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」違反
- ③ 「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」違反
- ④ 「軽犯罪法」違反（1条14号〔近隣騒音〕、27号〔ゴミ等の廃棄〕）
- ⑤ 「水質汚濁防止法」違反

Ⅱ-1-11 「環境影響評価法」の配慮書の手続に関する次の記述のうち、誤っているものを選びなさい。

- ① 第一種事業を実施しようとする者は、第一種事業に係る計画の立案の段階において、当該事業に係る環境の保全のために配慮すべき事項についての検討を行わなければならない。
- ② 第一種事業を実施しようとする者は、計画段階配慮事項についての検討を行った結果について、計画段階環境配慮書を作成しなければならない。
- ③ 第一種事業を実施しようとする者は、配慮書を作成したときは、速やかに、環境省令で定めるところにより、これを主務大臣に送付しなければならない。
- ④ 第一種事業を実施しようとする者は、配慮書を作成したときは、速やかに、環境省令で定めるところにより、当該配慮書及びこれを要約した書類を公表しなければならない。
- ⑤ 第一種事業を実施しようとする者は、配慮書の案又は配慮書について対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域に限り居住する者の意見を求めなければならない。

Ⅱ-1-12 「環境影響評価法」第14条の準備書に記載すべき事項として、次の記述のうち、誤っているものを選びなさい。

- ① 配慮書について環境の保全の見地からの一般の意見の概要。
- ② 計画段階配慮事項ごとに調査、予測及び評価の結果をとりまとめたもの。
- ③ 方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要。
- ④ 方法書についての都道府県知事の意見又は政令で定める市の長の意見。
- ⑤ 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果を環境影響評価の項目ごとにとりまとめたもの。

Ⅱ-1-13 「環境影響評価法」の方法書の手続に関する次の記述のうち、誤っているものを選びなさい。

- ① 事業者は、配慮書を作成しているときはその配慮書の内容を踏まえるとともに、主務大臣の意見が述べられたときはこれを勘案して、対象事業に係る環境影響評価を行う方法（調査、予測及び評価に係るものに限る。）について、方法書を作成しなければならない。
- ② 相互に関連する二以上の対象事業を実施しようとする場合は、当該対象事業に係る事業者は、これらの対象事業について、併せて方法書を作成することができる。
- ③ 事業者は、方法書を作成したときは、主務省令で定めるところにより、対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する都道府県知事及び市町村長（特別区の区長を含む。）に対し、方法書及びこれを要約した書類を送付しなければならない。
- ④ 事業者は、方法書を作成したときは、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について環境の保全の見地からの意見を求めるため、環境省令で定めるところにより、方法書を作成した旨その他環境省令で定める事項を公告し、公告の日から起算して一月間、方法書及び要約書を対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域内において縦覧に供するとともに、環境省令で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。
- ⑤ 事業者は、環境省令で定めるところにより、縦覧期間内に、対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域内において、方法書の記載事項を周知させるための説明会を開催しなければならない。また、事業者は、その責めに帰することができない事由であって環境省令で定めるものにより、公告をした方法書説明会を開催することができない場合には、インターネットの利用その他の方法により当該方法書説明会を開催しなければならない。

Ⅱ-1-14 「環境影響評価法」第38条の2の報告書に関する次の記述の①～⑤に入る語句のうち、誤っているものを選びなさい。

①（当該事業者が事業の実施前に当該事業を他の者に引き継いだ場合には、当該事業を引き継いだ者）は、事業の種類ごとに主務省令で定めるところにより、当該措置を講ずることとするに至った②（回復することが困難であるためその保全が特に必要であると認められる環境に係るものであって、その効果が確実でないものとして環境省令で定めるものに限る。）、環境保全措置が③である場合には、当該④及び前記の④により判明した⑤であって、当該事業の実施において講じたものに係る報告書を作成しなければならない。

- ① 評価書の公告を行った事業者
- ② 検討の状況を含む環境保全措置
- ③ 過去に判明した環境の状況に応じて講ずるもの
- ④ 環境の状況の把握のための措置
- ⑤ 環境の状況に応じて講ずる環境保全措置

Ⅱ-1-15 「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」(令和3年法律第54号)に関する次の記述のうち、誤っているものを選びなさい。

- ① パリ協定に定める目標を踏まえ、2050年までの脱炭素社会の実現、環境・経済・社会の統合的向上、国民を始めとした関係者の密接な連携等を、地球温暖化対策を推進する上での基本理念として法律に規定した。
- ② 企業の温室効果ガス排出量に係る算定・報告・公表制度について、電子システムによる報告を原則化し、事業所ごとの排出量情報について開示請求の手続を経て公表される仕組みとした。
- ③ 地域の再エネを活用した脱炭素化を促進する事業として地域脱炭素化促進事業を推進するために、市町村が促進区域や環境配慮、地域貢献に関する方針等を定めるよう努めることを規定した。
- ④ 市町村から、地方公共団体実行計画に適合していること等の認定を受けた地域脱炭素化促進事業計画に記載された事業については、「自然公園法」・「温泉法」・「廃棄物処理法」・「農地法」・「森林法」・「河川法」の関係手続のワンストップサービスの特例を受けられる。
- ⑤ 市町村から、地方公共団体実行計画に適合していること等の認定を受けた地域脱炭素化促進事業計画に記載された事業については、事業計画の立案段階における「環境影響評価法」の手続(配慮書)の省略を可能とした。

Ⅱ-1-16 『持続可能な開発のための2030アジェンダ』に関する次の記述のうち、誤っているものを選びなさい。

- ① 『我々の世界を変革する:持続可能な開発のための2030アジェンダ』は、SDGsを中核として、2015年9月に、ニューヨーク・国連本部で開催された国連サミットで採択された。
- ② SDGsとは、『持続可能な開発目標』(Sustainable Development Goals:SDGs)のことである。
- ③ 持続可能な開発のための2030アジェンダは、2016年から2030年までの国際社会共通の目標である。
- ④ 持続可能な開発のための2030アジェンダは、序文、政治宣言、持続可能な開発目標(17ゴール、169ターゲット)に加えて、実施手段、フォローアップ・レビューで構成されている。
- ⑤ 持続可能な開発のための2030アジェンダは、ミレニアム開発目標(MDGs)とは異なり、誰も置き去りにしないための途上国の開発目標である。

Ⅱ-1-17 地球温暖化防止のための地方の取組みに関する次の記述のうち、誤っているものを選びなさい。

- ① 「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、都道府県及び指定都市等は、地域における再生可能エネルギーの促進、省エネルギーの推進等を盛り込んだ地方公共団体実行計画の策定が義務付けられている。
- ② 地方公共団体の取組みを促進するため、環境省は、地方の優良な取組事例の収集・共有、地方公共団体職員向けの研修や地域レベルの温室効果ガス排出量インベントリ・推計ツール等の整備等を行っている。
- ③ 地域における普及啓発活動を促進するため、環境省は、地球温暖化防止活動推進員を委嘱することができる。
- ④ 都道府県及び指定都市等の長は、都道府県又は指定都市等にそれぞれ一つに限って、地域における普及啓発活動や調査分析の拠点として地域地球温暖化防止活動推進センターを指定することができる。
- ⑤ 地球温暖化防止活動推進員、地方公共団体、地域地球温暖化防止活動推進センター、事業者、住民その他の地球温暖化対策の推進を図るための活動を行う者は、日常生活に関する温室効果ガスの排出の量の削減等に関して必要な措置について協議するため、地球温暖化対策地域協議会を組織することができる。

Ⅱ-1-18 ISO14000 シリーズに関する次の記述のうち、誤っているものを選びなさい。

- ① 1992年の地球サミットの前後から、『持続可能な開発』の実現に向けた手法の一つとして、事業者の環境マネジメントに関する関心が高まり、ISO（国際標準化機構）では、1993年から環境マネジメントに関わる様々な規格の検討を開始した。
- ② ISO14000 シリーズは、環境マネジメントシステムを中心として、環境監査、環境パフォーマンス評価、環境ラベル、ライフサイクルアセスメントなど、環境マネジメントを支援する様々な手法に関する規格から構成されている。
- ③ ISO14001 は、『環境マネジメントシステムの仕様』を定めており、1996年に発行された。
- ④ ISOの国際規格は、企業が作る製品の仕様や業務の手順が各国において相違しないように、基本的な部分を共通化することを目的に定められている。
- ⑤ ISOの規格には法的な拘束力があり、企業は規格に沿った取組の実施が求められる。

Ⅱ-1-19 脱炭素社会の実現に向けた企業の取組みに関して、①～⑤に入る語句のうち、誤っているものを選びなさい。

太陽光や風力など再生可能エネルギーにより①を賄うことを目指す国際的なイニシアチブである②により、多くの企業参加が促進されている。グローバル企業などエネルギーを使う需要側が、積極的に再生可能エネルギーを選択する目標を掲げることで、再エネの導入拡大を推し進めている。

2030年や2040年の中間目標の設定等を推奨し、③、④を要件としている。

2018年6月に公的機関としては世界で初めてアンバサダーとして、⑤が参画し、取組みの普及に加えて、自らの施設での再エネ電気導入に向けた率先的な活動を行っている。

- ① 自らの事業活動で使用する電力
- ② カーボンニュートラル
- ③ 2050年までに
- ④ 再エネ利用100%達成
- ⑤ 環境省

Ⅱ-1-20 経済・社会のグリーン化の取組みに関して、次の語句説明のうち、誤っているものを選びなさい。

- ① グリーン購入：国等が重点的に調達を推進すべき環境物品等の拡充、制度の充実を図る。
- ② 環境配慮契約法：温室効果ガス等の排出削減に重点的に配慮すべき契約での具体的な環境配慮の方法や手続について制度の充実を図り、年度終了後に締結実績を公表する。
- ③ 環境ラベリング：購入者が、製品やサービスに関連する適切な環境情報を入手できるよう、環境ラベル等の状況を整理・分析して提供する。
- ④ 環境計画配慮書：事業者が、事業活動に係る環境配慮の方針・計画・取組の体制・状況や製品等に係る環境配慮の状況等の事業活動に係る環境配慮等の状況を文書に記載する。
- ⑤ ライフサイクルアセスメント：環境負荷の“見える化”に関する国内外の最新動向を調査し、我が国の環境配慮製品が適切に評価される環境づくりを行う。

＜ 共通科目Ⅱ-2:管理技術、技術者倫理等

Ⅱ-2-21 ヒヤリハットに関する次の記述のうち、環境アセスメント士の対応として最も適切なものを選びなさい。

- ① ヒヤリハットの報告内容によっては、報告者の責任を厳しく追及することにより周りの安全意識の向上に役立てる。
- ② 定例会議で、ヒヤリハットする事例報告があがっていたが、特に重大な内容でなく、件数も少なかったので気に留めなかった。
- ③ ヒヤリハット事例の多い組織は、重大な事故につながる前に職員の役職、技術力、経験年数にかかわらず全員で早期に改善を行うべきである。
- ④ ヒヤリハット報告に対する改善方法の対策会議は、多様な事例が集まった方が参考になるので、定期的に1年に1回開催することにした。
- ⑤ ヒヤリハット報告は、当該の事由が発生した部署のトップシークレットなので、社内の他の部署には情報を公開すべきではない。

Ⅱ-2-22 「個人情報保護に関する法律」(以下、「個人情報保護法」という)に関する次の記述のうち、正しいものを選びなさい。

- ① 「個人情報保護法」の取り扱いで適用対象から除外されているのは、政治、報道、著述、研究に関する事項である。
- ② 個人情報取扱事業者は、個人情報を本人から書面で直接取得するときは、あらかじめ本人に対して利用目的を明示しなければならない。
- ③ 「個人情報保護法」は、インターネット上の情報や大量個人情報の取り扱いの面に注目が集まっているが、個人情報取扱事業者を対象としているため、環境アセスメント等の調査業務においては注意する必要はない。
- ④ 個人情報とは、生存する個人及び死者に関する情報で、氏名、生年月日等により特定の個人を識別できるものをいうが、メールアドレスのみであれば、個人情報に該当しない。
- ⑤ 新聞やインターネットなどで既に公表されている個人情報は、保護の対象とならない。

Ⅱ-2-23 「知的財産の権利を保護する法令」に関する次の組合せのうち、誤っているものを選びなさい。

- ① 特許権：「特許法」
- ② 著作権：「著作権法」
- ③ 意匠権：「商標法」
- ④ 育成者権：「種苗法」
- ⑤ 営業秘密：「不正競争防止法」

Ⅱ-2-24 著作権に関する次の記述について、最も適切なものを選びなさい。

- ① 著作権の消滅は、著作者の死後50年である。
- ② 著作物を引用する場合、引用した著作物の出所を明示する。
- ③ 環境影響評価図書に記載する地図について、国土地理院が作成した地図を複製して利用する場合は許諾が必要であるが、地方公共団体が作成しインターネットで公表している地図についての許諾や出典の明示は不要である。
- ④ 委託契約において、報告書の著作権は発注者にあり、引渡し時に、発注者に譲渡しなければならない。
- ⑤ 委託契約において、報告書の著作権は委託者にあり、引渡し時に受託者に有償で譲渡することができる。

Ⅱ-2-25 入札又は契約に関する次の記述のうち、最も不適切なものを選びなさい。

- ① 一般競争入札方式：発注者が業務の概要などを公告し、事業の入札に参加を希望するすべての者により競争させ、最も低価格の入札者を落札者とする方式である。競争に参加する者の資格要件の制限が困難であることから、ダンピング受注が起りやすいといわれており、最低制限価格を設けている場合もある。
- ② プロポーザル方式：複数の者に発注業務に関する企画提案を求め、予定価格を考慮するよりも提出された企画提案の内容について審査し、最も優れた内容の企画提案を行った者と契約する方式である。
- ③ 随意契約方式：発注者が特定の企業等と交渉した上で契約する方式である。業務の性質又は目的が競争を許さない場合、災害時など緊急の必要がある場合、競争に付することが不利と認められる場合において適用される契約方式である。近年、競争性の確保の観点から随意契約方式の総点検、見直しが進められている。
- ④ 指名競争入札方式：業務の性質又は目的により競争に加わるべき者が少数で、一般競争に付する必要がない場合、及び一般競争に付することが不利と認められる場合に用いられる。発注者が指名した複数の企業等に競争させ、最も低価格の入札者を落札者とする方式である。この方式は、競争参加者が限定され、参加者名も明らかになることから談合が行われやすいため、一般競争入札への転換が行われている。
- ⑤ 総合評価落札方式：価格のみでなく技術的要素等の評価を行うことが重要である業務について、技術提案と価格提案を併せて提出させ、技術点と価格点を合計して総合評価して落札者を決定する方式である。

Ⅱ-2-26 2016年に発刊された日本環境アセスメント協会の『環境影響評価業務積算資料』に関する次の記述のうち、誤っているものを選びなさい。

- ① 技術業務に従事する技術者の直接人件費を算出するための基準日額人件費は、給与、社会保険料の会社負担分、賞与、年間に払われる退職金を合計した額を、稼働日数で割って算出した額である。
- ② 調査業務とは、管理された機器類を使用して大気質、騒音、振動等の現地での機器類の据付撤去、測定中の機器管理等の現場作業と室内作業となる技術的な判断を要しない定型な計測結果の数値集計整理および測定結果の整理を行うものである。
- ③ 一般管理費とは、企業の経営管理とその活動に必要な経費（業務担当部署以外の経費）であって、建物・土地の賃借料、社屋、什器備品等の償却費、修繕維持管理費、租税公課広告宣伝費、交際費、会議費、備品費、消耗品費、光熱水費、通信運搬費等のほか、社員の通勤費、福利厚生費、研究教育費および事務系業務に係る人件費、旅費交通費、退職金、各種保険料等を含む。
- ④ 直接業務費は、直接人件費と直接経費からなる。直接人件費の職種区分は上級主任技師、主任技師、技師、技師補、助手、調査員、潜水士と7種類にわかれている。また、直接経費には消耗品費、旅費・交通費、印刷費、直接管理費などがある。
- ⑤ その他原価は、当該業務に係る間接原価と積上計上以外の直接経費を合わせた費用であり、特殊な技術計算、外部の専門業に外注する場合に必要な経費を含む。

Ⅱ-2-27 環境アセスメント士に求められる倫理に関連する次の記述のうち、最も不適切なものを選びなさい。

- ① 環境アセスメント調査開始後においては、常に地域情報の確認を行い、調査内容に関連する情報がないかを確認することが重要である。
- ② 広範囲な技術業務全般に関して、コストと安全性をバランスさせて判断を行い、自社の経営管理の観点を重視して業務運営を行う必要がある。
- ③ 環境アセスメントの業務と直接関わらないが、環境に関わる専門技術者として、社会的な環境に対する状況や動向については、基本知識として理解に努めることが重要である。
- ④ 環境アセスメント士は、常に最新の知識や技術に関する情報を入手して技術力を高め、依頼者の良き技術的パートナーとして業務を実施する。
- ⑤ 環境コンサルタントとして、社会的規範を逸脱することなく、常に中立公正な立場を堅持する。

Ⅱ-2-28 環境アセスメント士としての行動に関する次の記述のうち、最も相応しいものを選びなさい。

- ① 環境アセスメント士は、公衆の安全、健康、福祉を損なう、又は環境を破壊する可能性がある場合には、即時、無条件に情報を公開する。
- ② 環境アセスメント士は、顧客から請けた業務を誠実に実施する義務を負っている。顧客の指示が如何なるものであっても、指示どおりに実施すべきである。
- ③ 環境アセスメント士は、知識や技能の水準を向上させるとともに資質の向上を図るために、組織内のみならず、組織外の学協会などが主催する講習会などに積極的に参加するよう努めることが望ましい。
- ④ 環境アセスメント士は、現在所属している集団の内部規範に従いその集団に忠実であることが常に優先される。
- ⑤ 環境コンサルタントとして、完成度の高い業務の遂行のため、入札前に受注業務に関心を有する業者等との緊密な情報交換を通じて、蓄積された技術やノウハウの取得を図る。

Ⅱ-2-29 次の文章より、環境アセスメント士Xの行動として最も適切なものを選びなさい。

環境アセスメント士Xは、A建設業者（以下、A社という）が所有する森林における区画整理事業計画について、B市環境影響評価条例の対象事業に該当するため、A社の委託により、Xの会社の上司からA社の区画整理事業計画の一連の環境アセスメント手続を行う責任者に任命された。

A社の区画整理事業の最終目的は、大規模な住宅団地の造成で住宅団地造成予定地は現在森林となっているが、A社からは土地の金利が高いためアセス手続は出来る限り短縮して欲しいと要請されている。Xは、さっそく環境調査の一環として植生調査をコドラート法で行っていたある日、今まで見た事のない絶滅危惧種と思われる植物を発見した。レッドデータブックで調べた結果、B市指定の天然記念物の疑いが出てきた。

- ① 植生調査の日程は限られており、A社は一連の手続を短縮するよう求めていることから、着工に間に合わせるため、このまま調査を続行する。
- ② この植生調査は、環境アセスメントの一連の手続の一環であり、準備書に現況調査結果として掲載する予定で確実に記録するため植物標本として採集した。
- ③ この植物が天然記念物かどうか確認することと、保全対策を検討するために、直ちに専門家に委嘱する手続きに着手する。
- ④ この植物が生息している場所は建物が建つ位置なので、環境保全措置として移植する必要があることから、着工に間に合わせるために早急に建物が建たない位置に移植する。
- ⑤ B市文化保護条例により対象とされているので、A社を同行させ、保護条例担当のB市教育委員会に行き指導を仰ぐ。

Ⅱ-2-30 次の文章より、環境アセスメント士Xの行動として最も相応しいと思うものを選びなさい。

環境アセスメント士Xは、A工場のリニューアル計画についてB市環境影響評価条例の対象事業に該当するため、A工場の委託により、Xの会社の上司からA工場の一連の環境アセスメント手続を行う責任者に任命された。

現況調査の一環としてA工場に隣接する公共用水路の水質を分析した結果、環境基準の数百倍の全亜鉛が検出された。

Xは、このことをA工場に伝えたところ、工場の工程からの排水は、B市の下水道に直結しており工場からのものではないとのことであった。また、雨水の排出口は公共用水路に直結しているとのことであった。

なお、A工場は準工業地域に立地しており、同工場の周囲は小規模の機械工場やメッキ工場等が多く存在している。

また、上流には下水道が一部整備されていない地域があることを確認している。

- ① この調査結果は、準備書に現況調査結果として掲載する予定なので、公表する形になり、とりあえずそのまましておく。
- ② 全亜鉛は水生生物への影響であり人体にはあまり影響がなく、A工場とは関係ないので、削除して調査報告書を作成する。
- ③ Xの会社の上司に報告をして、判断は上司に委ねる。
- ④ 環境アセスメント士の正義感から期限も予算も厳しいが、発生工場推定のため用水路の上流数点をさらに調査する。
- ⑤ B市環境対策部の水質担当課に調査結果を直ちに報告する。

以上